主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人獅山知孝の上告趣意について。

所論第一点第二点は結局事実誤認の主張であり、第三点は量刑不当の主張に帰着するものであるから、何れも上告適法の理由とならない。

よつて、刑訴施行法第二条、旧刑訴第四四六条に従い、全裁判官一致の意見によって、主文のとおり判決する。

検察官 小幡勇三郎関与

昭和二五年一二月二二日

最高裁判所第二小法廷

	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官